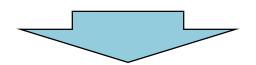
独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案の概要

改正の背景

- 林業の成長産業化の推進に当たり、意欲と能力のある林業者等が経営 規模の拡大を図るため、円滑に債務保証を受けられるようにする必要。
- ① 信用基金の林業者等に係る業務は、出資者である林業者等の債務保証を行うことに限定
 - ⇒ 森林経営管理制度により、経営管理実施権の設定を受けた林業者等のうち、債務を 増加させて規模拡大を行うという経験に乏しいものは、計画的な資金繰りができない おそれ
- ② 林業者等のうち会社にあっては、信用基金から債務保証を受けるための規模要件(資本金1,000万円以下、常時使用する従業員300人以下)あり
 - ⇒ 経営規模は制定当時より拡大しており、現行の要件では限られた会社しか債務保証を 受けられない
- ③ 林業者等が債務保証を利用するには、信用基金に出資する必要があるが、出資持分の 払戻しは法で禁止されており、保証利用が終了しても出資持分を回収できないことが林業 者等にとって過大な負担
 - ⇒ 林業者等の債務保証利用の妨げとなり、規模拡大を断念するおそれ



法案の概要

- 1. 信用基金の業務の追加
- 〇 信用基金の業務として、森林経営管理法による経営管理実施権の設定を受けた 林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等を追加 (第12条)
- 2. 債務保証の対象の拡大
- 林業を営む会社が債務保証を受けるための資本金に係る要件を「1,000万円以下」から「3億円以下」に引上げ

(第13条)

- 3. 林業信用保証業務に係る出資者に対する持分の払戻し
- 林業者等に対し、出資持分の額の全部又は一部の払戻しを行えるような仕組み を措置 (第7条の2)